

## 財政運営基準等の追加意見募集 (追加パブコメ)への回答

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考に厚年基金・DB年金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

➤10/6付 財政運営基準等の見直し案の追加意見募集（追加パブコメ）※1への回答が公表された。※2

①最低責任準備金調整額の算定式が変更された

⇒本来の期ズレ解消ではないが悪影響は相当程度解消された

②回復（健全化）計画上の年金資産の利回り前提に「厚年本体の財政見通しに用いられている予定運用利回り」が追加された

⇒追加掛金の水準に大きな影響はないものと推測される

※1 詳細は三菱UFJ年金ニュース [No.266](#) をご参照。

※2 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110249&Mode=2>

☞追加の意見募集への回答は次頁以降をご参照

## 財政の健全化の観点から改正する事項にかかる回答等①

	7/14 意見募集※1	10/6 寄せられた意見への回答※2	10/6 追加の意見募集※2	11/16 追加の意見募集への回答
弾力化措置 既存の	掛金引上げ猶予は期限(平成24年3月適用掛金まで)で廃止予定	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月以降に引上げが必要な掛金を平成25年4月1日まで引上げ猶予を可能とする(指定基金は除く)。</li> <li>適用する場合は、猶予明け後の掛金を猶予開始の前日までに規約上明記する</li> </ul>	左記同様
	下方回廊方式は期限(平成24年3月末)で廃止予定※3	回答なし(修正意向なし)	—	—
不足金処理の特例(追加)	—	—	平成25年4月1日までに予定利率引下げに伴い給付設計を変更する場合、当該規約変更基準日時点の不足金は留保可能 ⇒次回の財政決算時の不足金となる	左記同様
継続基準	貸借対照表から調整科目(資産評価調整額、最低責任準備金調整額(厚年のみ))を廃止し、貸借対照表に計上する債務は(新)責任準備金とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産評価調整額は廃止するが、最低責任準備金調整額は残存させる ⇒継続基準の判定においても同様と思われる</li> <li>未償却過去勤務債務残高と数理債務は欄外に記載する</li> </ul>	最低責任準備金調整額の算定方法を見直す  <b>最低責任準備金調整額(厚年のみ) = 当年度末最低責任準備金 × [(1 + 当年度の厚年本体利回り) × (1 + 前年度の厚年本体利回り) × 9/12] - 1)</b>	左記の最低責任準備金調整額の算定方法を修正  <b>最低責任準備金調整額(厚年のみ) = 当年度末最低責任準備金 × [(1 + 前年度の厚年本体利回り) × (1 + 当年度の厚年本体利回り) / 1.0723 - 1]</b>
	財政検証の判定には調整科目を織り込まない(時価ベースとなる)			
	掛金計算上は調整科目を織り込める	左記同様(修正意向なし)	—	—

※1 詳細は三菱UFJ年金ニュース [No.257](#) をご参照

※2 詳細は三菱UFJ年金ニュース [No.266](#) をご参照

※3 下方回廊方式は平成24年3月末までを計算基準日とする掛金まで適用可能なため、適用不可となるのは厚年では平成24年度財政検証(平成26年4月以降に適用される掛金)から、DBでは平成24年4月財政検証(平成25年5月以降に適用される掛金)からとなる

## 財政の健全化の観点から改正する事項にかかる回答等②

	7/14 意見募集※1	10/6 寄せられた意見への回答※2	10/6 追加の意見募集※2	11/16 追加の意見募集への回答
非継続基準	最低積立基準額に対する積立要件90%を100%まで段階的に上げる※4	左記同様。但し積立水準の引上げスケジュールは今後の経済情勢や環境等を踏まえ、必要なら所要の検討を加え必要な措置を講ずる	左記同様	左記同様
	回復計画を廃止し、積立比率に応じた方法に一本化※4	左記同様。但し平成28年度の財政検証まで(5年間)は回復計画を使用可能とする(右記見直しあり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回復計画上の前提は実効性を高めるため変更する 【最低責任準備金付利率】厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り 【年金資産利回り】「基金の運用実績の過去5年平均」または「最低積立基準額の算定利率」のいずれか大きい率</li> <li>・ 非継続の掛金計算に用いる年金資産は時価とする(現状は数理上資産の使用が可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回復計画上の前提は以下の内容に変更する 【最低責任準備金付利率】厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り 【年金資産利回り】「基金の運用実績の過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「<u>厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り</u>」のいずれか大きい率を上回らないこと</li> <li>・ 左記同様</li> </ul>
	-	積立比率に応じた方法は、翌年度の最低積立基準額の増加見込み額の対象から代行部分を除外し、併せて追加拠出額を計算する際に比較する翌年度の掛金から免除保険料分を控除する	-	-

※4 平成24年度(積立比率92%)から2%ずつ引上げ、平成28年度に100%とする

※5 適年から移行時に回復計画を選択したDB年金においては平成28年度まで回復計画による掛金拠出が可能

## 財政の健全化の観点から改正する事項にかかる回答等③

	7/14 意見募集※1	10/6 寄せられた意見への回答※2	10/6 追加の意見募集※2	11/16 追加の意見募集への回答
	指定要件に「単年度で積立水準0.8未満」を追加	左記同様 (修正意向なし)	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全化計画上の前提【最低責任準備金付利率】厚年本体の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないこと</li> <li>【年金資産利回り】「基金の運用実績の過去5年平均」または「最低積立基準額の算定利率」のいずれか大きい率</li> </ul>	左記同様 (修正意向なし)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全化計画上の前提【最低責任準備金付利率】厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り</li> <li>【年金資産利回り】「基金の運用実績の過去5年平均」または「最低積立基準額の算定利率」、「<b>厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り</b>」のいずれか大きい率を上回らないこと</li> </ul>
指定基金	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度以前の既指定基金も見直し後の基準に基づき計画の変更を求める※6</li> </ul>	左記同様
	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標達成の具体的改善措置については代議員会の議決が原則。なお、改善措置の内容・実施時期は見込みを記載することも可とする</li> </ul>	左記同様
	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全化計画を指定年度の2月末までに提出困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告した上で、翌年度の9月末日までに提出すればよいこととする</li> </ul>	左記同様
	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的改善措置の実施が見込まれ、財政の健全化が見込まれる場合に、健全化計画の承認を行う※7</li> </ul>	左記同様
	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全化計画の変更を求めた場合の提出期限は変更を求める際に定める</li> </ul>	左記同様
	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全化計画の年次報告は、指定年度から提出する※8</li> </ul>	左記同様
	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全化計画の様式のうち以下は削除する                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財政に関する事項</li> <li>2. 業務に関する事項</li> <li>3. 歴代代議員・理事等名簿</li> <li>4. 財政状況の経緯と現行のままである財政見直し</li> </ol> </li> </ul>	左記同様

※6 提出期限は平成24年2月末とするが、困難な場合はその旨を地方厚生(支)局長に報告した上で平成24年9月末日までに提出すればよい

※7 通知に定める様式からは「健全化計画の最終年度における年度末積立金／最低責任準備金は90%以上になること」という文言が削除されたが、財政健全化の目標は最低責任準備金の9割相当の資産の確保であることは変更なし

※8 指定年度(指定する日の属する年度)の決算報告書提出に合わせて提出する  
⇒平成22年度決算結果により平成23年度に指定される場合、平成23年度決算提出に合わせて年次報告を提出

以上